

## 愛知県公立大学法人役員報酬規程の一部改正について

資料6

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(本文略)</p> <p>附 則（令和7年2月27日規程第7号）</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>(理事長の年俸の額の特例)</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p>19, 328, 000円</p> <p><u>附 則（令和7年3月28日規程第15号）</u></p> <p><u>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(理事長の年俸の額の特例)</u></p> <p><u>2 理事長の年俸の額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>19, 457, 000円</u></p> | <p>(本文略)</p> <p>附 則（令和7年2月27日規程第7号）</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>(理事長の年俸の額の特例)</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p>19, 328, 000円</p> |

### 変更理由

県に倣い年俸の額の特例措置の適用期間を1年間延長した（理事長の給与抑制の期限延長）。